

第4章 ワクチン

第1節 準備期

第1項 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンについて円滑な接種が実施できるよう、平時からかかりつけ医を中心とする接種体制について着実に準備を進めるとともに、新型コロナ対応を踏まえ、機動的に集団接種を運用できるよう国及び県や関係機関等との調整及び県が実施する埼玉版 FEMA 等、他のステークホルダーとの協同による訓練を実施する。

ワクチンの接種体制について、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合に、円滑な接種を実現するため、市は、国及び県のほか、市内医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

第2項 所要の対応

(1) ワクチンの流通に係る体制の整備

市は、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、県及び保健所、入間地区医師会等の関係者と協議し、以下について体制を構築する。

- ・市内の医療機関等の在庫状況等を迅速に把握する方法
- ・県との連携の方法及び役割分担

(2) 基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合）

ア 登録事業者の登録に係る周知

市は、市内事業者に対し、国が特定接種に係る事業者の要件及び登録手続に関する周知を行うにあたり、国に必要な協力をする。

イ 登録事業者の登録

市は、国の定める基準に該当する事業者を登録事業者として登録する手続について、必要に応じ、国に協力する。

(3) 接種体制の構築

ア 接種体制

市は、医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について、医療現場の過度の負担とならないよう、国及び県に必要な対応を求めるとともに、国及び県の整理を踏まえつつ、入間地区医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行うとともに、平時

から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、必要な場合に速やかに確保できるよう準備する。

イ 特定接種（国が緊急の必要があると認める場合に限る）

市は、状況に応じてそれぞれ特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則とした速やかな特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

ウ 住民接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 3 項による臨時接種をいう）

(a) 市は、県と連携のもと、住民接種体制を補完する仕組みについて平時から準備する。また、市は、国及び県からの協力を得ながら、住民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。

(b) 市は、円滑な接種の実施のため、全国の医療機関との委託契約等を通じて、居住地以外の地方公共団体における接種を可能にするための取組を進める。

(c) 市は、入間地区医師会等の医療関係者及び学校関係者等と協力し、地域のかかりつけ医や診療所等による個別接種体制を確認する。また、国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考として、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(4) 情報提供・共有

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、国及び県とともにウェブサイトや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

(5) DX の推進

市は、国のシステム基盤等を活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行うことができるよう、平時から体制を構築する。

第 2 節 初動期

第 1 項 目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、速やかな予防接種へとつなげる。

第 2 項 所要の対応

(1) 接種体制

ア 早期の情報共有

市は、国及び県から提供される、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報について、速やかに把握して共有する。

イ 接種体制の構築

市は、入間地区医師会等及び医療機関等の協力を得ながら、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。

第3節 対応期

第1項 目的

市は、県の支援を得ながら、初動期に構築した接種体制に基づき迅速な接種を進める。また、県が市の接種体制を補完する。

市は、県の協力を得ながら、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

第2項 所要の対応

(1) ワクチンや接種に必要な資材の供給

ワクチン等の流通体制の構築

県は、国の要請を踏まえ、ワクチンや接種に必要な資材を円滑に流通できる体制を構築する。

(2) 接種体制

ア 全般

(a) 市は、入間地区医師会等及び医療機関等の協力を得ながら、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

また、国が定めるワクチン接種の優先順位を踏まえ、医療従事者やエッセンシャルワーカー等に対する接種を迅速かつ確実に実施する。

(b) 市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国により追加接種の実施が判断された場合についても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国及び県、医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

イ 地方公務員に対する特定接種

国が特定接種の実施及び実施方法の決定を行った場合には、市は、国及び県、入間地区医師会等と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

ウ 住民接種

(a) 予防接種の準備

市は、国及び県と連携し、接種体制の準備を行う。

(b) 予防接種体制の構築

市は、全ての市民が速やかに接種を受けられるよう、入間地区医師会等及び医療機関等の協力を得ながら、準備期及び初動期に整理した接種体制を構築する。

(c) 接種に関する情報提供・共有

市は、市民等に対し、接種に関する情報を提供・共有する。

(d) 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じ、健康福祉センター・地区センター等の公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、入間地区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(e) 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国のシステム基盤等を活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(3) 副反応疑い報告等

ア ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、国及び県との連携のもと、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や、最新の科学的知見や海外の動向等の情報収集に努め、市民等への適切な情報提供・共有を行う。

イ 健康被害に対する速やかな救済

市は、国及び県の協力を得ながら、国から予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を徹底するとともに、被接種者等からの相談等に適切に対応する。

(4) 情報提供・共有

市は、国及び県と連携し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。

なお、市民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的根拠に基づく情報発信の徹底に努める。

第5章 保健

第1節 準備期

第1項 目的

感染症有事においては、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う中核となる存在である。また、衛生研究所等は、科学的かつ技術的な側面から支援を担う重要な機関である。

市は、これらの機関と緊密に連携し、感染症サーベイランス等により、感染症発生情報や地域における医療の提供状況等に関する情報共有を円滑に行う体制を平時から構築する。また、感染症危機に備えた研修や訓練を実施、迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、感染症危機の業務量を想定し、必要な資機材の確保及び備蓄等に努め、感染症発生時に機能を的確に発揮できるように努める。

第2項 所要の対応

(1) 人材の確保

市は、県の要請を受けて、感染症対応業務を支援するための応援職員を派遣できる体制を整備する。また、市は、庁内の人員体制を調整し、必要に応じて業務応援が可能となるよう準備する。

(2) 業務継続計画を含む体制の整備

市は、業務継続計画を策定する。なお、その策定に当たっては、感染症有事における県、保健所及び衛生研究所等の業務との連携を考慮する。また、業務継続計画に基づく業務体制に円滑に移行できるよう、平時からDXを前提とした業務の抜本的な見直しとともに、TXの考え方の導入や外部委託の活用等による業務効率化及び保健師等の適正配置等による働き方改革を推進する。

(3) 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

ア 研修・訓練等の実施

市は、新型インフルエンザ等の発生及びまん延に備え、国や県の研修等を積極的に活用し、感染症危機への対応能力の向上を図る。また、市は、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。

イ 多様な主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、保健所主催の会議等を活用し、関係団体と意見交換や必要な調整を通じ、連携を強化する。

また、感染症有事において、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施、宿泊施設の確保等が必

要となるため、関係機関等と連携体制も構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

第2節 初動期

第1項 目的

初動期は市民が不安を感じ始める時期であり、この段階から迅速に準備を進めることが重要である。

市は、県や保健所等の対応と連携しつつ、市域における感染症有事体制への移行を支援し、発生の公表後に迅速な対応が可能となるよう備える。

また、市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の発生を想定したリスクコミュニケーションを開始し、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

第2項 所要の対応

(1) 感染症有事体制への移行準備

市は、県、保健所等と連携し、感染症の流行開始に備えて、県、保健所、衛生研究所等の感染症有事体制への円滑な移行に向けた準備状況を把握し、必要な支援や協力をを行う。

医療機関、消防機関等と連携し、入院調整や相談・受診体制が円滑に機能するよう支援するとともに、市民への適切な情報提供に努める。

市は、感染症の特徴や病原体の性状等に関する国及び県の調査研究に対し、必要に応じて協力する。

(2) 市民等への情報発信・共有の開始

市は、県や保健所が設置する相談窓口の案内や受診方法を、市公式ホームページや広報媒体を通じて市民に周知する。市は、感染症の発生に関する正確かつ分かりやすい情報を発信し、市民の不安の軽減と適切な行動につながるよう努める。市は、感染症に関する国・県からの最新の知見や要請内容を速やかに市民へ伝達するとともに、地域の医療機関や関係団体との情報共有を行う。

第3節 対応期

第1項 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市は、県及び保健所等と連携し、市域における感染症有事体制を確保するとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命と健康を守ることを目的とする。その際、感染症

の特徴や病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることとする。

第2項 所要の対応

（1）主な対応業務の実施

市は、県、保健所及び衛生研究所等と連携し、準備期に整備・整理した組織体制や業務分担等に基づき、相互に協力して感染症対応業務を実施する。

また、医療機関、消防機関等の関係機関と緊密に連携し、地域全体で円滑かつ効果的な感染症対応を推進する。

ア 相談対応

市は、県及び保健所と連携し、有症状者等からの相談に対応する体制を整備・強化する。感染したおそれのある者については、症状の程度や基礎疾患等の重症化リスクを踏まえ、必要に応じて速やかに発熱外来等の受診につなげるよう努める。

また、相談体制の運営に当たっては、業務の効率化を図るため、外部委託の活用や県等による一元化等を行うことを検討する。

イ 健康観察及び生活支援

市は、県及び保健所と連携し、医師からの届出により把握された患者等について、症状の程度、感染症の特徴等を踏まえた療養の実施に協力する。

また、県等と情報を共有しながら、当該患者やその濃厚接触者に関する情報を把握し、食事の提供等、日常生活を営むために必要な支援やパルスオキシメーター等の物品提供に努める。

ウ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

市は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等、新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、県及び関係機関と連携しながら、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等に障がいのある方など、情報発信に配慮が必要な方にも適切に情報が届くよう、工夫して周知・広報を行う。

（2）感染状況に応じた取組

ア 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の厚生労働大臣による公表後おおむね1か月までの時期

・迅速な対応体制への移行

市は、流行開始を目途に、県及び保健所等の感染症有事体制への切り替えに合わせ、関係機関と連携して必要な対応を行う。また、保健所や衛生研究所等の人員・検査体制の状況を把握し、県からの要請に応じて、市職員の応援派遣等に協力する。

イ 大臣公表後約1か月以降

・流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

市は、地域の感染状況等の実情に応じて、県及び保健所等と連携し、感染症対応体制の見直しや必要な支援体制の確保に努める。

県や保健所等が行う感染症対応業務の変更や体制の見直しに際しては、地域の実情を踏まえ、関係機関と情報を共有しながら、円滑な連携を図る。

自宅療養等の実施に当たっては、準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき、関係機関と協力して適切に実施する。

ウ 特措法によらない基本的な感染対策への移行期

市は、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、県及び関係機関と連携しながら、市民に対して丁寧に情報提供・共有を行う。

第6章 物資

第1節 準備期

第1項 目的

感染症対策物資等は、感染症有事において、検疫、医療、検査等を円滑に実施するためには欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

第2項 所要の対応

(1) 体制の整備

県は、感染症対策物資等の需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、国及び関係機関との連絡・情報共有体制を整備する。

(2) 感染症対策物資等の備蓄等

- ア 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- イ 市は、定期的に感染症対策物資等の備蓄状況、使用期限、その他必要な状態確認を行い、県が実施する定期的な備蓄状況の確認に協力し、市の備蓄状況等について必要な情報を県に提供する。

第2節 初動期

第1項 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。そのため、市は、感染症有事に必要な感染症対策物資等の確保を推進する。

第2項 所要の対応

感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

市は、定期的に感染症対策物資等の備蓄状況、使用期限、その他必要な状態確認を行い、県が実施する定期的な備蓄状況の確認に協力し、市の備蓄状況等について必要な情報を県に提供する。

第3節 対応期

第1項 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。そのため、初動期に引き続き、県及び市等は、国と連携した生産要請や医療機関等に対する確保要請等を行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

第2項 所要の対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

市は、定期的に感染症対策物資等の備蓄状況、使用期限、その他必要な状態確認を行い、県が実施する定期的な備蓄状況の確認に協力し、市の備蓄状況等について必要な情報を県に提供する。

(2) 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、国及び県、指定公共機関等との連携のもと、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国と連携した生産要請や医療機関等に対する確保要請等を行うとともに、県の調整により、それぞれの機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

第1項 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、市内事業者や市民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定地方公共機関等及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び地域経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

第2項 所要の対応

(1) 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び地域経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国及び県、指定地方公共機関、関係業界団体等との間で、連絡窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。

また、市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(2) 支援実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等発生時の支援実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高

齢者やデジタル機器に不慣れな人々、外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

また、支援の際には、支援対象及びその内容について、ニーズに即した支援を行うとともに、公平性に留意し、実施する。

(3) 物資及び資材の備蓄等

ア 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）（2）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

イ 市は、市内事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応及び要配慮者の把握等について、県と連携して具体的な手続きを決める。

(5) 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うため、体制を整備する。

第2節 初動期

第1項 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、市内事業者や市民に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

第2項 所要の対応

(1) 市民生活・地域経済への影響に係る対策の検討体制

市は、市民生活及び地域経済に関する情報や社会的影響について情報収集を行う。

(2) 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、県とともに、市民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民経済上重要な物資）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。

(3) 遺体の火葬・安置

市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、県の調整に基づいて、一時的に遺体を安置できる施設等の確保に係る準備を行う。

第3節 対応期

第1項 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

第2項 所要の対応

(1) 市民生活の安定の確保を対象とした対応

ア 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、市民に対し、県が行う生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼び掛けに協力する。また、県は、事業者に対し、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないための要請を行うよう、国に要請する。

イ 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

ウ 生活支援を要する者への支援

市は、高齢者や障害者等の要配慮者等に必要に応じた生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送及び死亡時の対応等を行う。

エ 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。

オ 生活関連物資等の価格の安定等

(a) 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

(b) 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(c) 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

(d) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

カ 埋葬・火葬の特例等

市は、第 7 章市民生活及び地域経済の安定の確保、第 2 節初動期「遺体の火葬・安置」の対応を継続して行うとともに、必要に応じ、以下の (a) から (c) までの対応を行う。

(a) 市は、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。

(b) 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

(c) 市は、遺体の埋葬及び火葬について、火葬場等に関連する情報を速やかに収集し、埋葬及び火葬の手配等を実施する。

(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

ア 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による市内事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた市内事業者を支援するために必要な財政上の措置その他必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

イ 市民生活及び地域活動の安定に関する措置

市は、水道事業者として、市行動計画で定めるところにより必要な措置を講ずる。

市は、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。